

船橋市においてパートナーシップ制度を始める求めることを陳情

願意

船橋市においてパートナーシップ制度を始めてほしい。

理由

様々な事情により法的に婚姻することのできない二者に対し、パートナーであることを証明する書類の交付を行うパートナーシップ制度は、我が国の地方公共団体において相当数の広がりを見せており。令和2年11月1日現在、62の地方公共団体が導入している。このパートナーシップの証明書を提示することで、消費者としての立場、労働者としての立場等において、法的に婚姻した二者と同様に取り扱うと表明している企業等は多数ある。しかし、この証明書の交付を受けるには、パートナーシップ制度が導入された地方公共団体への転居を余儀なくされている。必然的に、パートナーシップ制度の利用を考えている船橋市民は、船橋市からの転出を余儀なくされる。これは船橋市にとっての損失に他ならない。よって、願意の通り陳情する。

